

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人岡沢完治、同表久守の上告理由について。

原判決（その引用する第一審判決を含む。）がした事実認定は、これに対応する挙示の証拠に照して、肯認できるから、右事実認定の違法をいう所論は、採用できない。また、原判決が確定した右事実関係のもとにおいては、原判決がした判断は首肯でき、原判決には所論の違法はない。されば、論旨はすべて採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草	鹿	浅	之	介
裁判官	城	戸	芳		彦
裁判官	色	川	幸	太	郎
裁判官	村	上	朝		一